

# 中央区建築審査会運営規程

平成23年3月24日

中央区建築審査会決定

平成29年4月13日

中央区建築審査会決定

改正 令和6年4月1日

中央区建築審査会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、中央区建築審査会条例(昭和58年3月中央区条例第9号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、中央区建築審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知等)

第2条 会長は、条例第3条第2項の規定により委員に審査会招集の通知をする場合において、審査会に条例第7条第1項の規定による専門調査員を置いているときは、併せて専門調査員に通知するものとする。

2 会長は、条例第5条の規定により学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他関係人(以下「学識経験者等」という。)へ出席を求めることとした場合は、前項の規定による通知をするときに併せて通知するものとする。

3 委員、専門調査員及び学識経験者等は、事故その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

4 会長は、緊急その他やむを得ない事情があるときは、文書その他の方法により会議を開催することができる。

(開催周知及び傍聴の申出等)

第3条 会長は、条例第3条第3項の規定に基づく会議の開催について、区の広報紙又はホームページにより周知を図るものとする。

2 傍聴希望者は、申出書(別記第1号様式)に氏名、住所等の所要事項を記入し、議長に申し出るものとする。

- 3 傍聴人の定員は10名以下とし、会議場の広さを勘案して、議長が定めるものとする。
- 4 傍聴希望者が前項の規定に定められた定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 5 傍聴人は、傍聴人名簿（別記第2号様式）に氏名、住所等の所要事項を記載するものとする。
- 6 議長は、書記に指示し傍聴人を入場させ、着席させるものとする。

（傍聴できない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、腕章の類を携帯している者
- 四 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 五 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、会議場内では静粛にし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 会議場内における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- 二 発言、私語、飲食、喫煙又は離席をしないこと。
- 三 携帯電話やパーソナルコンピュータ等情報通信機器の電源を切ること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、会議の妨害となる行為をしないこと。

（撮影等の禁止）

第6条 傍聴人は、会議場内において写真、動画等の撮影、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た場合はこの限りではない。

（議長の職能・指示）

第7条 議長は、会議の議事を主宰する。

- 2 議長は、会議場の秩序を維持し、及び円滑な審議を確保するため、傍聴人に対し必要な指

示を行うことができる。

(会議の非公開)

第8条 議長は、第2条第4項に規定する会議を、公開することが適当でないと認めるものとする。

(傍聴人の退場)

第9条 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに傍聴人を会議場から退場させることができる。

- 一 条例第6条第1項の規定により、議長が会議を非公開とすることを宣言したとき。
- 二 傍聴人が第5条又は第6条の規定に違反し、議長がこれを制止したにもかかわらず、その指示に従わないとき。

(会議録)

第10条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 審査会の開催日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門調査員等の氏名
- 三 会議に付した議題
- 四 議事の概要及び結果
- 五 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 会長は、前項の規定により作成した会議録を、中央区文書管理規程（昭和40年4月中央区訓令甲第3号）に規定する期間に準じて保管しなければならない。

(議事の特例)

第11条 第2条第4項の規定を適用した場合、議事の採決は文書その他の方法により行い、議事の可否は条例第4条第3項の規定を準用する。

2 議長は、前項の規定により議事を決した場合は、委員及び専門調査員（以下「委員等」という。）に対し、委員等からの意見等及び議事の結果をすみやかに報告するものとする。

(包括同意等)

第12条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第2号の規定による同意

を行う場合、建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可に係る中央区建築審査会包括同意基準（平成29年4月13日中央区審査会決定）に適合すると認められるものについては、予め審査会の同意を得たものとして取り扱うことができる。この場合、審査会の同意の日付は許可の日とする。

- 2 特定行政庁は、前項の規定により同意を得たものとして許可した場合、建築審査会において許可に係る建築計画を報告しなければならない。

（細部施行）

第13条 この規程を施行するために必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。